

金武町罹災証明書交付要綱

平成 25 年 10 月 4 日
告示第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）第 90 条の 2 に基づき罹災証明書を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 火災による罹災の証明書については、金武地区消防衛生組合火災調査規程（平成 14 年 3 月 25 日規程第 3 号）第 36 条及び第 37 条の規定に基づき、消防長が交付するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する自然現象をいう。
- (2) 住家 現実に居住のために使用している建物をいう。社会通念上の住家であるかどうかについては問わない。
- (3) 非住家 事業所など、住家以外の建物をいう。

(証明の対象)

第 3 条 町長が交付する罹災証明書は、町内で発生した災害によって被災した者からの申請に基づき、当該災害に起因する住家又は非住家（両者を合わせて、以下、「建物」という。）の被害の程度を証明するものである。

2 次に掲げる被害については、罹災証明書の交付を行わない。

- (1) 人的被害
- (2) 自動車、船舶、家財、その他の動産に生じた被害
- (3) 塀、門柱、門扉等、建物に付随する外構に生じた被害
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が災害による被害の程度を証明することが適当ではないと認めるもの

(交付申請)

第 4 条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 罹災証明書の交付を受けることができる者は、当該建物の所有者若しくは使用者又は当該住家に居住する世帯の筆頭者とする。

(被害状況の調査)

第 5 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）、「浸水等による住宅被害の認定について」（平成 16 年 10 月 28

日府政防第 842 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成 25 年 6 月）の記載内容に基づき、当該建物の被害状況を調査しなければならない。

（交付）

第 6 条 町長は、前条の規定による調査の結果に基づき、当該建物に生じた被害の程度が別表の被害認定基準に定める全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水又は床下浸水のいずれに該当するものであるかを認定した上で、その結果を罹災証明書（様式第 2 号）に記載して申請者に交付するものとする。

（再調査）

第 7 条 町長は、罹災証明書の交付を受けた者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行わなければならない。

（様式の特例）

第 8 条 罹災証明書の様式がその提出先において特に定められている場合には、当該様式への証明をもって第 6 条に規定する交付に代えることができる。

（手数料の免除）

第 9 条 罹災証明書の交付については、金武町手数料徴収条例第 5 条の規定に基づき、手数料を徴収しない。

（証明事項の取消し）

第 10 条 町長は、罹災証明書の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段によりこれらの証明書の交付を受けたと認められるときは、これらの証明書の交付によって証した事項を取り消すことができる。

2 前項の規定により証明事項を取り消された者は、直ちに当該罹災証明書を町長に返還しなければならない。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、罹災証明書の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの</p> <p>(2) 住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの</p> <p>(3) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p>
大規模半壊	<p>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</p>
半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 損壊部分とその住家の延床面積の20%以上50%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p>
一部破損	<p>全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の損害で、補修を必要とする程度のもの。</p>

備考

- 1 この表は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づく。
- 2 この表において「損害」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況

に至った状態をいう。

- 3 この表において「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 この表の被害認定基準に基づく住家の被害認定に係る具体的な調査及び判定の方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 25 年 6 月）」において示された「損害基準判定」による。
- 5 非住家については、この表に定める被害認定基準に準じて認定を行うものとする。

様式第1号（第4条関係）

罹災証明書交付申請書

金武町長 殿

申請日	平成 年 月 日		
申請者	現住所		
	ふりがな		
	氏名		
	連絡先		
	罹災物件との関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 居住世帯の構成員 <input type="checkbox"/> 所有者、使用者又は居住世帯の構成員の代理人（委任状添付）	

罹災証明書の交付について、次のとおり申請します。

罹災世帯の構成員	氏名	続柄	氏名	続柄
			世帯主	
※非住家の場合は記入しない。				
罹災物件の所在地	金武町字			
住家・非住家の別	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家（ ）			
罹災年月日	平成 年 月 日			
災害の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風害 <input type="checkbox"/> 水害 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害の状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 修復費用を示す書類（請求書、見積書等）			
備考				

